資料３

自動運転の段階的実現に向けた調査検討委員会
ヒアリング項目（案）

1　高速道路での準自動パイロットの実用化に向けた運用上の課題について

(1)　高速道路における実証実験の実施状況（実施方法、結果等）及び将来ビジョン（具体的な機能のイメージ、導入目標時期等）について

(2)　実用化に向けた運用上の課題及びそれに対する考え方について

○　交通規制等の運用の在り方

○　運転者に対する自動走行システム利用方法等の周知の在り方

○　他の道路利用者に対する周知・広報の在り方　　等

(3)　今後の高速道路における実証実験の計画について

2　遠隔型自動走行システムによる無人自動走行移動サービスについて

(1)　遠隔型自動走行システムの開発状況（車内に運転者がいる場合と同等以上の安全を担保するために必要と考えられる具体的な機能、実証実験開始時期等）及び将来ビジョン（具体的な機能のイメージ、導入目標時期等）について

(2)　公道実証実験を行うに当たっての課題及びそれに対する考え方について

○　遠隔に存在する運転者に相当する者に係る運転免許や資格の在り方

○　交通事故時の救護・報告義務の在り方

○　車両に乗車する者に係る義務

○　他の道路利用者に係る義務　　等

3　トラックの隊列走行及びラストワンマイル自動走行について

(1)　技術開発状況（必要と考えられる具体的な機能、実証実験開始時期等）及び将来ビジョン（具体的な事業形態、導入目標時期等）について

(2)　道路交通の安全上の課題（電子連結が途切れた場合の措置、環境面の課題等）及びそれに対する考え方について

４　レベル３及びレベル４の自動運転について

(1)　将来ビジョン（具体的な機能のイメージ、導入目標時期等）について

(2)　自動運転についての法律上・運用上の課題に対する考え方について

ア　自動運転に係る刑事上の責任について

○　交通事故時における責任の在り方

○　ドライブレコーダーやイベントデータレコーダー等の装備の在り方

○　アルゴリズムの設定の在り方、当該設定の妥当性の検証方法等

イ　自動運転に係る行政法規上の義務について

○　道路交通法上の交通ルールの遵守義務の主体

○　車両の点検・整備義務

○　自動走行システムのセキュリティ確保に係る義務

○　運転免許制度等の在り方

○　交通事故時の救護・報告義務

○　自動走行車に乗車する者に係る義務

○　他の道路利用者に係る義務

(3)　その他の課題及びそれに対する考え方について

(4)　法制度上整備すべきと考える事項（特に道路交通法において）について

※　ヒアリングにおける自動走行システムの定義は、「官民ITS構想・ロードマップ2016」に基づくものとする。